

令和 7 年度 川崎市農業生産振興対策事業補助金

— 公募要領 —

川崎市では、営農意欲の強い農業経営者を確保し、生産緑地地区指定農地や市街化調整区域農地の高度利用及び多様な営農展開を促進することにより、農業経営の安定を推進するとともに、都市における農地等の適正な保全を図ることを目的に、川崎市農業生産振興対策事業補助金の制度を設けています。令和7年度における補助事業を、次により公募いたします。

対 象 者	次の条件のいずれかを満たす農業経営者及び農業経営者で組織された団体 ①市内の生産緑地地区指定農地の使用収益権を有する農業経営者 ※生産緑地地区指定農地等の指定申出を行い、補助事業の実施年度内に指定された者も含まれます。 ②市内の市街化調整区域の農地の使用収益権を有する農業経営者
対象経費 及び 補助率	年度内に事業（工事完成又は機械等の納品、代金の支払い、実績報告、完了検査の受検）を完了できるもの対象とします。 なお、事業費の消費税相当額については補助の対象外です。 【農業施設整備事業】 ① 園芸施設等の設置 農業経営者又は農業経営者で組織された団体がそ菜・花きの栽培又はしいたけ等の原木育成等を行うための鉄骨造の温室を設置するもので、設置面積が原則として 100 平方メートル以上のものであること。 <対象経費> ・園芸施設等の設置に要する経費 ・複合環境制御装置等または省エネルギー型加温設備の設置に要する経費（園芸施設等の設置と同時に行う場合のみ） ※既存施設の撤去を伴うものは、撤去に要する経費は対象外。 <補助率> 30 パーセント以内 ② 多目的防災網等の設置 農業経営者又は農業経営者で組織された団体が気象等による農作物への被害を防ぐための防災網、野鳥による食害等を防ぐための防鳥網、又は農薬飛散防止のための防薬網等を新規設置するものであること。 <対象経費> - 多目的防災網等の設置に要する経費 ※既存施設の撤去を伴うものは、撤去に要する経費は対象外。 <補助率> 20 パーセント以内 ③ 農産物加工施設等の設置 農業経営者又は農業経営者で組織された団体が、立地環境を活かして多様な営農展開の推進及び都市農業経営の安定化を図るため、生産緑地法第 8 条第 2 項第 2 号において定める施設※を設置するものであること。 ※一定の条件を満たす加工所・販売所・農家レストラン等。

<対象経費>

施設及び付随する設備等の設置に要する経費

<補助率>

30 パーセント以内

【農業機械等整備事業】

④ 農業機械等の共同利用のための導入

3 戸以上の農業経営者で組織された団体が、農業機械等の効率利用を図るため共同で導入し、この管理運営が行われる見込みがあること。

<対象経費>

農業機械等の導入経費(設置費を含む)

<補助率>

40 パーセント以内

⑤ 予冷库・保冷库の設置

農業経営者又は農業経営者で組織された団体が予冷库・保冷库を導入し、この管理運営が行われる見込みであること。

<対象経費>

機械、施設の導入経費(設置費を含む)

<補助率>

40 パーセント以内

⑥ 農業用施設の改良

農業経営者又は農業経営者で組織された団体が生産施設(農舎、ハウス、畜舎、果樹棚等)の改良等、農業経営の効率化のために農業用資材を購入するものであること。

<対象経費>

農業用資材の購入経費(設置・工事費等を除く)

<補助率>

20 パーセント以内

⑦ 省エネルギー型加温設備等の導入

施設園芸を営む農業経営者(法人である農業経営体を含む。)が省エネルギー型加温設備等を導入するものであること。

【対象設備例】

- ・ヒートポンプを用いた加温設備
- ・排熱回収装置を用いた加温設備
- ・燃料電池
- ・局所暖房
- ・太陽熱温水器
- ・蓄熱槽

<対象経費>

省エネルギー型加温設備等の購入経費(設置費を除く)

<補助率>

50 パーセント以内

	⑧ 畜産経営に資する資材・機器等の導入 畜産業を営む農業経営者(法人である農業経営体を含む。)が生産性向上及び家畜伝染病予防に資する資材・機器等を導入すること。 【具体的な事業対象の例】 (生産)給餌機、洗卵・選別機、畜産環境モニタリングシステム、哺乳・搾乳ロボット等 (消毒)自動噴霧器(高圧洗浄機、動力噴霧器等)、農場並びに衛生管理区域入退場時の消毒設備 (侵入防止)防鳥網、防虫及び防鼠機器 【事業対象とみなさないもの】 ・農場の衛生管理上、通常具備すべき被服及び消耗品並びに薬品等の購入費用 ・資機材のリース <対象経費> 畜産用資材・機器等の購入経費(設置費を除く) <補助率> 50 パーセント以内
補 助 額	原則として、対象経費に補助率を乗じて算出し、千円未満の端数を切り捨てた金額とします。 ※予算の範囲内での補助となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合があります。複数の申請があり申請額の合計が予算額を超えた場合は、補助対象経費及び補助率に基づく按分により交付決定を行います。
事前相談	事業の適否、申請書及び添付書類の要否について、事前に相談をお願いいたします。
申請手続き	申請される方は、申請書類を下記担当まで御提出ください。申請書類は、川崎市ホームページからダウンロードできます。
申請書類	(共通) ① 交付申請書(第1号様式) ② 誓約書兼同意書(第1号様式の2) ③ 位置図 ④ 見積書の写し この他に、公図の写しや図面、製品カタログなど、追加で必要な提出書類があります。事業ごとに異なりますので、詳しくは要綱の別表をご確認ください。ご不明な点はお問い合わせください。 交付申請額が 100 万円を超える事業については、原則として市内中小企業者による入札または2者以上の見積りを徴収してください。できない理由がある場合は、理由書(第2号様式)を提出した上で、市内中小企業者以外での入札または2者以上の見積書を徴収してください。
受付期間	令和7年4月1日(火)～5月16日(金) 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで(土・日・祝日を除く) ※上記期間後については、予算額に残額がある場合は、令和7年6月以降、毎月末を〆切とし、再募集をいたします。(予算額に達した月に募集を終了し、予算額に達しない場合でも、令和7年12月26日(金)に募集を終了します。)
受付場所 (申請書提出先)	川崎市農業技術支援センター 〒214-0006 川崎市多摩区菅仙谷3丁目 17-1 電話 044-945-0153

	FAX:044-945-6655 メール 28nougic@city.kawasaki.jp
事業と手続き の流れ	① (市へ)交付申請書の提出(書類不備のあるものは受付できません。) ② (市から)交付決定通知の送付 ※募集締切後、1か月程度かかります。 ③ 発注、事業実施 ※必ず交付決定後に発注してください。 ④ 納品・工事完成 ⑤ 業者へ支払い ⑥ (市へ)完了届、実績報告書等の提出 ⑦ 完了検査(市が補助金事業の現地確認を行います) ⑧ (市から)交付確定通知の送付 ※ここまで年度内必須 ⑨ (市へ)請求書の提出 ⑩ 補助金の支払い
そ の 他	・詳細については、川崎市農業生産振興対策事業要綱をご確認ください。 ・本事業の対象事業で、かつ、神奈川県「スマート農業推進事業」の補助対象になるものについては、市を通じて申請することも可能です(県所定の申請書類が別途必要です)。また、神奈川県へ直接申請することもできます。 ・「雇用就農促進のための園芸施設等の設置」及び「新規就農促進のためのほ場整備」は別途、公募要領を定め募集をいたします(詳細が決まりましたらホームページで公開いたします)。

【お問合せ・申請先】

川崎市農業技術支援センター 経営支援係

住 所:〒214-0006 川崎市多摩区菅仙谷3丁目17-1

電 話:044(945)0153 F A X:044(945)6655

E-Mail:28nougic@city.kawasaki.jp

ホームページ: <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000174798.html>